

宮城県議会委員会条例の全部を改正する条例をここに公布する。

宮城県議会委員会条例

宮城県議会委員会条例(昭和二十六年宮城県条例第二十四号)の全部を改正する。

(常任委員会の設置)

第一条 県議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員の数及び所管)

第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。

一 総務企画委員会

総務部、復興・危機管理部、企画部及び出納局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

二 環境福祉委員会

環境生活部及び保健福祉部の分掌に属する事項

三 経済商工観光委員会

経済商工観光部の分掌に属する事項及び労働委員会の所管に属する事項

四 農林水産委員会

農政部及び水産林政部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項

五 建設企業委員会

土木部の分掌に属する事項並びに企業局及び収用委員会の所管に属する事項

六 文教警察委員会

教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項

2 前項の各常任委員会の委員の数は、十人以内とする。

3 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

(昭五六条例二六・平三条例二・平五条例二七・平一一条例二六・平一二条例九四・平一三条例一・平一七条例八八・平一九条例五〇・平二三条例四八・平二三条例八一・平二五条例四・平三一条例一・令元条例四七・令三条例三・一部改正)

(常任委員の任期)

第三条 常任委員の任期は、選任の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 常任委員の選任は、任期満了の日に行うことができることとし、この場合における前任者の任期は、前項本文の規定にかかわらず、後任者が選任される時までとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平元条例二七・全改、平二二条例四一・平二四条例一・一部改正)

(議会運営委員会)

第三条の二 県議会に議会運営委員会を置く。

2 前項の議会運営委員会の委員の数は、十二人とする。

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。

(平三条例二六・追加、平二五条例四・一部改正)

(資格審査特別委員会)

第四条 議員の被選挙権の有無又は議員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて決定の要求書が提出されたときは、資格審査特別委員会が設けられたものとする。

2 前項の委員会の委員の数は、十人とする。

(懲罰特別委員会)

第五条 議長が議員を懲罰特別委員会に付する宣告をしたとき又は懲罰の動議が可決されたときは、懲罰特別委員会が設けられたものとする。

2 前項の委員会の委員の数は、十人とする。

(特別委員会)

第六条 前二条以外の特別委員会は、特定の事件を審査又は調査するため必要があるとき、議会の議決によりこれを設ける。

2 前項の特別委員会の委員の数は、議会の議決で定める。

(特別委員の任期)

第六条の二 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平二五条例四・追加)

(委員の選任)

第七条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

3 第一項の指名は、各会派の所属議員数に比例して行われなければならない。

(平三条例二六・平一九条例五〇・一部改正)

(常任委員の所属変更等)

第八条 常任委員の任期中、会派の所属議員数の異動その他の理由によつて、前条第三項の規定による常任委員会の会派別委員数を変更する必要があるときは、これを改訂する。

2 議長は、前項の規定によつて常任委員会の会派別委員数の改訂があつたときは、会議に諮つて常任委員の委員会の所属を変更する。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に付して当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

4 前二項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定により、所属を変更された常任委員の任期については、第三条第三項の規定を準用する。

(平元条例二七・平三条例二六・平一九条例五〇・平二二条例四一・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第九条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

(平三条例二六・一部改正)

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第十条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第十一条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるとき又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第十二条 委員長及び副委員長は、委員会の許可を得なければ辞任することができない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第十三条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(平三条例二六・平一九条例五〇・一部改正)

(招集)

第十四条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会開催の特例)

第十四条の二 委員長は、重大な感染症のまん延の防止、大規模な災害の発生又は育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)により委員会を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令五条例四五・追加)

(定足数)

第十五条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十七条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、前項、次条第一項及び第二十八条第一項の出席委員とする。

(令五条例四五・一部改正)

(表決)

第十六条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第十七条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開等)

第十八条 委員会は、公開する。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。

2 委員長は、委員会の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

4 第一項の規定にかかわらず、第十四条の二第二項の規定により開催するオンラインを活用した委員会は、秘密会とすることができない。

(平一条例四〇・全改、令五条例四五・一部改正)

第十九条 削除

(平一条例四〇)

(資料提出及び出席説明の要求)

第二十条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、知事、教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者(以下「説明者」という。)に対し、必要な書類、資料の提出及び説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 第十四条の二の規定は、説明者について準用する。この場合において、同条第一項中「委員が」とあるのは「説明者が」と、同条第二項中「委員は」とあるのは「説明者は」と読み替えるものとする。

(平二条例九四・平一七条例八八・平二七条例四七・令五条例四五・一部改正)

(公聴会開催の手續)

第二十一条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平二五条例四・一部改正)

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(令六条例二・一部改正)

(公述人の決定)

第二十三条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平二五条例四・一部改正)

(公述人の発言)

第二十四条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平二五条例四・一部改正)

(委員と公述人の質疑)

第二十五条 委員は、公述人に対し質疑することができる。

2 公述人は、委員に対し、質疑することができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が許可した場合は、この限りでない。

(令六条例二・一部改正)

(参考人)

第二十七条 委員会は、参考人の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 第十四条の二及び前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、第十四条の二第一項中「重大な感染症のまん延の防止、大規模な災害の発生又は育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるとき」とあるのは「必要があると認めるとき」と、同条第二項中「委員は」とあるのは「参考人は」と、第二十六条中「電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法(委員会にオンラインにより出席する場合を除く。)」と読み替えるものとする。
(平三条例二六・全改、令五条例四五・令六条例二・一部改正)

(記録)

第二十八条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

- 2 前項の記録には、委員長及び二人以上の委員がこれに署名しなければならない。
- 3 第一項の記録は、議長が保管する。
- 4 第一項の規定にかかわらず、回項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、第二項の規定による署名については、回項の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
(令五条例四・令六条例二・一部改正)

(会議規則との関係)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和五十年四月三十日以後最初の宮城県議会招集の日から施行する。

附 則(昭和五六年条例第二六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十六年八月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮城県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による常任委員会の委員で次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員であるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるこの条例による改正後の宮城県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

生活環境警察委員会	文教警察委員会
厚生委員会	厚生委員会
文教商工労働委員会	産業経済委員会
農林水産委員会	農政委員会

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

附 則(平成元年条例第二七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年六月五日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宮城県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に選任される常任委員の任期について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に在任する常任委員の任期は、平成元年六月四日までとする。
- 4 新条例第三条第三項の規定は、前項の場合に準用する。
附 則(平成三年条例第二号)
この条例は、次の一般選挙後最初の宮城県議会招集の日から施行する。
附 則(平成三年条例第二六号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)
- 2 県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成五年条例第二七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成五年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の宮城県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による土木企業委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による改正後の宮城県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による建設企業委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。
- 3 この条例施行の際現に旧条例の規定による土木企業委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定による建設企業委員会に、付託されたものとみなす。

附 則(平成十一年条例第二六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による常任委員会の委員で次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員であるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の宮城県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

厚生委員会	保健福祉委員会
産業経済委員会	産業経済委員会
農政委員会	環境生活委員会

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

附 則(平成十一年条例第四〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第九四号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県議会委員会条例の規定による文教警察委員会において審査又は調査中の事件は、改正後の宮城県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成一七年条例第八八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第五〇号)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第四一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮城県議会委員会条例の規定は、平成二十二年度の最初に招集される定例会以後に選任される常任委員及び議会運営委員の任期について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に在任する常任委員及び議会運営委員の任期は、改正前の宮城県議会委員会条例第三条の規定によるものとする。

附 則(平成二三年条例第四八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、この条例の公布の日において現に在職する県議会議員の任期満了の日の翌日から施行する。ただし、第二条第一項第三号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条第一項第三号の改正規定の施行の際現に改正前の宮城県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第二条第一項第三号の保健福祉委員会の委員長、副委員長又は委員であるものは、それぞれ改正後の宮城県議会委員会条例(以下「新条例」という。)第二条第一項第三号の保健福祉委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。
- 3 第二条第一項第三号の改正規定の施行の際現に旧条例第二条第一項第三号の保健福祉委員会において審査又は調査中の事件は、新条例第二条第一項第三号の保健福祉委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成二三年条例第八一号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による総務企画委員会の委員長、副委員長又は委員であるものは、それぞれ改正後の宮城県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による総務企画委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による総務企画委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定による総務企画委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成二四年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮城県議会委員会条例の規定は、この条例の施行の際現に在任する常任委員及び議会運営委員の任期について適用する。

附 則(平成二五年条例第四号)

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第四七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、改正後の第二十条の規定は適用せず、改正前の第二十条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成三一年条例第一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による環境生活農林水産委員会の委員長、副委員長又は委員であるものは、それぞれ改正後の宮城県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による環境生活農林水産委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による環境生活農林水産委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定による環境生活農林水産委員会に付託されたものとみなす。

附 則(令和元年条例第四七号)

この条例は、この条例の公布の日において現に在職する県議会議員の任期満了の日の翌日から施行する。

附 則(令和三年条例第三号)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による総務企画委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ改正後の宮城県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による総務企画委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による総務企画委員会、環境福祉委員会又は文教警察委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

附 則(令和五年条例第四号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則(令和五年条例第四五号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

2 県議会議員の議員報酬等に関する条例(平成十二年宮城県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和六年条例第二号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。